

# 平成 2 2 年度税制改正 所得税

～扶養控除・障害者控除が変わります～

## 1、扶養控除の見直し

< 内容 >

扶養親族のうち年齢 1 6 歳未満の者に係る扶養控除が廃止されます。  
 また、特定扶養親族のうち、年齢 1 6 歳以上 1 9 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分 ( 2 5 万円 ) が廃止され、扶養控除額が 3 8 万円とされます。

< 適用時期 >

上記の改正は、平成 2 3 年分以後の所得税から適用されます。

～参考～

### < 扶養控除の改正 >

区 分		改正前	改正後
扶 養 控 除	年齢 1 6 歳未満	3 8 万円	廃止
	年齢 1 6 歳以上 1 9 歳未満	6 3 万円	3 8 万円
	年齢 1 9 歳以上 2 3 歳未満	6 3 万円 ( 改正なし )	
	年齢 2 3 歳以上 7 0 歳未満	3 8 万円 ( 改正なし )	
	年齢 7 0 歳以上	4 8 万円 ( 改正なし )	
	同居老人扶養親族の場合の加算額	1 0 万円加算 ( 改正なし )	
	同居特別障害者の場合の加算額	3 5 万円加算	廃止

※ 年齢は、その年 1 2 月 3 1 日の現況によります。

※ 同居特別障害者の場合の加算額は廃止され、特別障害者の場合の障害者控除額に 3 5 万円を加算する措置に改組されます。

< 配偶者控除の改正 >

区 分		改正前	改正後
配偶者控除	年齢 70 歳未満	38 万円 (改正なし)	
	年齢 70 歳以上	48 万円 (改正なし)	
	同居特別障害者の場合の加算額	35 万円加算	廃止

※ 年齢は、その年 12 月 31 日の現況によります。

※ 同居特別障害者の場合の加算額は廃止され、特別障害者の場合の障害者控除額に 35 万円を加算する措置に改組されます。

2 . 障害者控除の見直し

< 内容 >

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額又は配偶者控除の額にそれぞれ 35 万円を加算する特例措置が廃止され、特別障害者に係る障害者控除の額( 40 万円 ) に 35 万円を加算する措置に改められます。

これにより、同居特別障害者に対する障害者控除の額が 75 万円に引き上げられます。

< 適用時期 >

上記の改正は、平成 23 年分以後の所得税から適用されます。

~ 参考 ~

< 同居の特別障害者がいる場合の障害者控除額 >

区 分		改正前	改正後	
障害者控除	本人が障害者の場合	特別障害者以外の場合	27 万円 (改正なし)	
		特別障害者の場合	40 万円 (改正なし)	
	障害者である扶養親族又は控除対象配偶者を有する場合	特別障害者以外の場合	27 万円 (改正なし)	
		特別障害者の場合	下記以外	40 万円 (改正なし)
			同居の場合	75 万円 (35 万円加算)

※ 年齢は、その年 12 月 31 日の現況によります。